

令和4年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火) 午後1時30分から午後1時50分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
				東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

1	杉山 守正	7	鈴木 知華				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳 書記 土屋就平

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

2	志村 重利	3	庄司 健一
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。

本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。

議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、2番 志村重利委員、3番 庄司健一委員をお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の土屋就平氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1、2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1、2

(議案朗読により説明)

議 長 ただ今の報第3号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、下条区集会所から西に約70メートルのところに位置します。
申請地は調整区域内の農地です。面積は204㎡で、地目は登記簿が畑、現況が休耕地です。

申請地は、昭和61年に渡人が相続により取得しましたが、遠方に在住していることから、今まで受人が保全管理を行っていました。このたび、贈与の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は、受人夫婦で行いますが、35年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地所得後は、果樹の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、3,750㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩で1分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、果樹を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第4号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第4号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 10番 渡邊光枝委員から議案について説明をお願い

します。

地区担当委員

申請地は、桃園公民館の約520メートル西に位置します。

現況は休耕地となっています。

申請地は、山林に囲まれた畑となっておりますが、現在は休耕の状態です。

譲受人は、建設機械、農業機械や特殊車両の油圧配管加工等の製造加工を営む法人で、〃に本社を置き、〃事業展開しておりますが、本社が浸水想定区域内にあることや、拠点が分散しており資機材運搬等支障がでており拠点集約により業務拡張と合わせ効率化や環境負荷軽減を図る目的で新工場敷地を模索していました。

譲渡人〃は果樹（銀杏）を栽培しておりましたが工場敷地一部として利用したいとの相談を受け、〃申請地周辺の所有する山林と一体利用での相談を受け話がまとまり、今回の施申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

計画では、約4ヘクタールの開発が計画されており、申請地は約24パーセントとなります。切り土、盛り土については計画地内での処理がされることになっております。

また、調整池等の設置もされ安全配慮されるほか、開発範囲の周辺にできる限り樹木を保全する計画となっています。

すでに裾野市土地利用対策委員会の承認を得ており、他法等による許可を受けるための手続きも進められています。

資金計画も適正と考えられるため、一般基準を満たしていると考えます。

申請地の南側は道路、東・西・南は山林、北は山林を挟んで道路に面しています。

工事期間中は安全対策として工事車両出入口へは誘導員が配置されます。

雨水は、計画地内へ水路を設け道路側溝へ、また、生活排水については合併浄化槽の設置により処理されます。調整池及び沈砂池が先行設置されることから工事中の土砂流出防止にも配慮されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第5号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

大庭清宏委員

調整池は東名高速道路沿いにあるものか。

事務局

今回計画されている調整池は、7ページの計画図左側の尖部分です。

大庭清宏委員

西側の農道のような細い道を使用するのか。

事務局

その細い道を使用する計画ではありません。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和4年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

令和4年5月10日（会議録署名人）

2番署名人

志村重利

3番署名人

庄司健一